

悪臭特定施設(茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第13)

| 番号 | 施設等 |
|----|---|
| 1 | パルプ製造用蒸解施設及び回収ボイラー |
| 2 | 化製場等(魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥飼料等の製造の施設を含む。)に係る原料置場、蒸解施設及び乾燥施設 |
| 3 | 家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置場、乾燥施設及び発酵施設(自家消費のためのたい肥製造に係るものを除く。) |
| 4 | 豚舎(豚(生後90日未満のものを除く。))の飼養に用いる同一敷地内のものであって、100頭以上飼養するものに限る。) |
| 5 | 鶏舎(鶏(生後30日未満のひなを除く。))の飼養に用いる同一敷地内のものであって、500平方メートル以上又は5,000羽以上飼養するものに限る。) |
| 6 | 鶏ふん乾燥機(生ふん処理能力が1日につき600キログラム以上のものに限る。) |